

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の 情報マガジン

12
2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

相続税の実地調査と追徴税額
共に前年比で大幅に増加



P3 暮らしとお金の教養講座

家族が亡くなった後に申請して
受け取れる給付金などを解説



P4 相続・贈与の基礎知識

なぜ相続税の生前対策が重要か
取り組む対策について解説



数字で見る相続

基準地価全用途 全国平均1.4%上昇



国土交通省が9月に発表した『令和6年都道府県地価調査』の概要によれば、全国平均では、全用途平均が前年比1.4%プラス、住宅地が同0.9%プラス、商業地が同2.4%プラスといずれも3年連続で上昇しました。景気が緩やかに回復しているなか、三大都市圏では上昇幅が拡大し、地方圏でも上昇幅が拡大または上昇傾向が継続するなど、全体として上昇基調が強まっています。一方で、北陸地方の一部では能登半島地震の影響を受けて、10%以上の大幅な下落が見られました。

今後、日銀の金融政策の動向次第では、住宅ローンなどの金利上昇の影響を受け、地価上昇が鈍化する可能性も指摘されています。基準地価は土地の評価額を決める際の重要な指標となるため、相続税対策のために不動産運用を考えている人は、定期的に確認するとよいでしょう。

相続税の実地調査と追徴税額 共に前年比で大幅に増加

相続税の税務調査では、実地調査のほかにも簡易な接触が行われています。こうした調査により申告漏れなどが判明した場合には、追徴課税が課されることがあります。今回は、相続税の税務調査の状況や追徴課税をなるべく受けないようにする対策などを紹介します。

実地調査での非違割合85.8% 簡易な接触での非違件数3,685件

国税庁では、申告納税となっている相続税について、適正で公平な課税を確保するために、資料や情報などから申告額が過少であると考えられる事案や、申告の義務があるにもかかわらず無申告であると考えられる事案などについて、税務職員が自宅などを訪問して相続税の実地調査を行っています。

2023年12月に発表された「令和4 事務年度における相続税の調査等の状況」によると、相続税の実地調査の件数は8,196件（対前事務年度比129.7%）、追徴税額の合計は669億円（同119.5%）と、共に増加しました。そのうち申告漏れなどがあった件数は7,036件（同127.2%）で、調査全体の85.8%という高い割合で非違が発生しています。そして、無申告事案に対する実地調査件数は705件（同122.4%）、追徴税額の合計は111億円（同148.7%）で、実地調査1件当たりの追徴税額が1,570万円（同121.5%）となっており、いずれも前年に比べて大幅に増加しました。

こうした税務職員の訪問による実地調査のほかに、文書、電話による連絡または来署依頼による面接などの方法で、申告漏れや計算誤りなどがある申告を是正する「簡易な接触」も実施されています。先の発表資料によると、「簡易な接触件数」は15,004件（対前事務年度比101.9%）、「申告漏れ等の非違件数」は3,685件（同101.3%）、「申告漏れ課税価格」は686億円（同108.9%）、「追徴税額」合計は87億円（同125.2%）でした。いずれの結果においても、簡易な接触の事績の公表が始められた「平成28事務年度」以降で、最も高い数値となっています。

申告漏れがあると追徴課税も 期限内に正しく申告と納付を

期限内に申告・納税をしたものの申告額が過少であった場合は過少申告加算税が、正当な理由なく期限内に申告・納税をしなかった場合は無申告加算税が、本来納めるべきであった相続税との差額に加えて課されることになります。

また、納税額などの計算の基礎となるべき事実の全部または一部を隠ぺい、または偽装して虚偽の申告をした場合や、意図的に申告を行わなかった場合には重加算税が課されることになります。

先に紹介したように、相続税の実地調査などは、資料や情報などから申告額が過少であることや無申告であることが想定される場合に実施されます。相続税の実地調査、簡易な接触が行われた場合、申告漏れなどが見つかることも多く、追徴課税が発生する可能性があります。

追徴課税とは、申告した内容に誤りや漏れがあった場合、または申告の必要があるにもかかわらず申告しなかった場合などに発生する可能性があるものです。

そこで、こうした実地調査、簡易な接触による追徴課税を受けないようにするためには、相続財産を漏れなく把握したうえで、正しい内容で期限内に申告することが大切です。

相続財産では、名義預金（口座の名義は配偶者や子ども、孫の場合でも実質的には故人が預金の出捐、管理運用をしていた預貯金）、タンス預金、生命保険金、美術品・骨董品などが申告漏れとなることが多いため、見落とさないように注意しましょう。また、申告した後に申告漏れに気づいたときには、できるだけ速やかに修正申告をしましょう。

家族が亡くなった後に申請して 受け取れる給付金などを解説

家族が亡くなると、遺族は、国や自治体の公的制度などからさまざまな給付金を受け取ることができます。今回は、一般にどのような種類の給付金を受け取ることができるのか、そして、それらの給付金を受け取るための要件や手続きなどについて紹介します。

公的制度から受け取れる給付金 葬儀費用や遺族年金など

はじめに、家族が亡くなった場合に、遺族が国や自治体などの公的な制度から一般的に受け取ることができる主な給付金について紹介します。ただし、故人の死亡時の年齢や家族構成などによって、遺族が受け取れる給付金は異なります。

まず、葬儀に関する給付金として、故人が国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入していた場合には「葬祭費」、健康保険や各種共済組合に加入していた場合には「埋葬料」が支給されます。また、死亡前の医療費が自己負担限度額を超えていた場合、遺族が「高額療養費」を請求できます。

年金制度では、一定の保険料納付要件を満たす年金加入者の遺族に対して「遺族年金（遺族基礎年金・遺族厚生年金）」、または「死亡一時金」か「寡婦年金」が支給されます。また、故人に支給されていない年金（「未支給年金」）があれば、条件を満たす遺族が請求できます。ひとり親などの養育者を対象に、児童の養育のために都道府県や市、福祉事務所を管理する町村などから「児童扶養手当」を支給される場合もあります。

このような公的な制度のほかにも、給付金を受け取れることがあります。たとえば、任意で故人を被保険者とする生命保険に加入していた場合は、受取人に対して「死亡保険金」が、医療保険などに加入していた場合にも「死亡給付金」や「医療保険給付金」が支給されることがあります。また、故人が会社に勤務していた場合には、慶弔金制度による「弔慰金」や退職金制度による「死亡退職金」が支給されることがあります。こうした給付金を受け取るには、保険会社や勤務先の会社に連絡して請求の手続きをすることが必要です。

給付金を受け取るためには 受給要件や申請期限の確認を

「葬祭費」は、葬儀を行なった者が葬儀を行なった日の翌日から2年以内に、「埋葬料」は、故人により生計を維持されていた埋葬を行う遺族が死亡日の翌日から2年以内に申請する必要があります。また、「高額療養費」の請求は、診察を受けた月の翌月初日から2年以内です。

「遺族基礎年金」は、故人によって生計を維持されていた子のある配偶者または子（18歳になった年度の3月31日までにある方、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある方）が、「遺族厚生年金」は、故人により生計を維持されていた遺族のうち優先順位が最も高い人が、受給できます。また、「死亡一時金」は、故人と生計を同じくしていた遺族が死亡日の翌日から2年以内に請求する必要があります。「寡婦年金」は、10年以上継続して婚姻関係（事実婚を含む）にあった夫によって生計を維持されていた妻が、死亡日の翌日から5年以内に請求することで60歳から65歳になるまでの間受給することができます。

そして、「未支給年金」は、年金受給者と生計を同じくしていた3親等以内の親族が、死亡後受給権者の年金支払い日の翌月の初日から5年以内に請求する必要があります。なお、「児童扶養手当」は、手当の支給を受ける権利を行使できるときから2年を経過した場合には、時効によって消滅すると法定されているので、注意が必要です。

家族が亡くなった後も、遺された家族は生活が続くため、経済的な負担を少しでも軽くできるよう、受け取れる給付金があれば積極的に活用しましょう。そのためには、条件や期限などを確認して、必要な手続きを進めることが大切です。

なぜ相続税の生前対策が重要か 取り組む対策について解説

相続税を軽減するための対策は、基本的に本人が亡くなった後ではできません。そこで今回は、相続税の軽減のために早めに取り組んでおきたい生前対策や、そのメリットについて説明します。

特例などの活用で相続税を軽減 いろいろな生前対策

相続税を軽減するための生前対策には、主に次のようなものがあります。

①生命保険は契約の形態によって、死亡保険金を相続人が受け取るときに、一定の非課税枠があります。契約する際は、保険料の負担者・被保険者・受取人の設定の仕方に留意してください。

②死亡後3年以内に支給が確定した退職手当金を相続人が受け取るときにも、一定の非課税枠があります。経営者が、代表を退いても退職金を受給せず、役員として留まることで、この非課税枠を適用できます。なお、状況によっては、別の方法が有利になる場合もあるので注意しましょう。

③養子縁組を活用すれば、養子は法定相続人となるため、相続税の基礎控除額や、生命保険金と死亡退職金の非課税枠が増えます。ただし、民法上では養子縁組できる人数に制限がありませんが、相続税を計算する際の法定相続人として認められる養子の人数には制限があります。

生前対策を検討するメリット 相続財産と税額を把握できる

④小規模宅地等の特例を適用できれば、一定の面積まで宅地の評価額を大幅に減額できます。適用の可否は、相続開始時の土地の利用状況、相続で誰が取得するか、申告期限までの居住や所有の状況などにより変わります。生前にこの特例の適用が可能かどうか確認しておくことが大切です。

こうした生前対策を検討することには、次のようなメリットがあります。まず、1つめのメリットとして多くのケースで、相続財産のすべてを把握できることです。2つめに相続税の概算納税額を把握できることがあげられます。そして、財産把握と概算納税額に基づいて、必要な生前対策を検討することができ、新たに適用できる特例などを見つけることもできます。相続税は、引き継ぐ財産が多ければ多くなるほど、負担が増える仕組みになっています。そこで、先に紹介したこれらの方法を活用した生前対策により、相続税の評価額を軽減するように努めることが大切です。